

譲渡性預金

令和2年4月1日現在

商品名 (愛称)	譲渡性預金
販売対象	・個人および法人のお客様
期間	・2週間以上2年以内
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・5千万円以上 ・1千万円
払戻方法	・満期日以後に預金者（譲渡があった場合は最終譲受人）に利息とともに支払います。
利息 (1) 適用金利 (2) 付利単位 (3) 計算期間 (4) 計算方法 (5) 期日後利息 (6) 中間利払	・資金運用部と都度協議 ・1000万円単位 ・片端入れ（預入日付利） ・1年を365日とする日割り計算 ・満期日到来後は利息を付さない。 ・満期日が預入日の2年後の応答日として設定される場合には、預入日の1年後の応答日に中間利払をおこなう。利率は約定利率と同一とする。
税金	・個人のお客様・・・20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） ・法人のお客様・・・総合課税（ただし、非課税法人は除きます） ※令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料	—
中途解約時の取扱い	・中途解約はできません。
付加できる特約事項	—
金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課（9時～17時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。 ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・預金保険の対象外です。 ・この預金は、譲渡されるという特殊性に鑑み、手形交換、代金取立の制度を利用して決済することができます。